

朝鮮後期の麤布

山本, 進
北九州市立大学

<https://doi.org/10.15017/27525>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 41, pp.128-150, 2013-03-29. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

朝鮮後期の麤布

山本 進

はじめに

近世東アジアでは金・銀・銅錢などの金属貨幣が広範に使用された。朝鮮でも壬辰倭乱を契機として一六世紀末より銀が部分的に使用され始め、一七世紀後半からは常平通宝と銘打たれた銅錢が市中に相当量投下されるようになった。しかし朝鮮の貨幣経済が中国や日本と決定的に異なる点は、銀や銅錢の登場後も綿布や穀物など使用価値を有する現物が貨幣としての機能を失わず、王朝末期まで交換手段として使用され続けたことである。

本来貨幣とは貴金属やコイン・紙券など生活手段としての価値（使用価値）を有しない物貨が国家の強制や社会の合意によって商品交換の媒体としての機能を賦与されたものである。しかし綿布や穀物など使用価値を有する物貨はそれ自体が絶えず生産され消費される商品であるため、貨幣としての機能を果たしにくい。何故なら貨幣はその流通圏内で長期的に価値を維持し続け、諸商品の価値規準とならなければならないが、綿布や穀物など農産物由来の物貨は季節や収穫量によって価値が常に変動するし、また虫喰いや変質・腐敗により比較的短期間で使用価値が低下するからである。例えて言えば、銀貨や銅錢は採鉱から製錬を経て鑄造に至るまで相当の手間暇を要するので市場での流通量は安定しているのに対し、綿布や穀物は一般庶民が簡単に生産できるし、また必要に応じて消費されるので、流通量が一定しない。

更に金属と違つて経年劣化が早いので、価値保存手段としても適さない。従つて綿布や穀物などの現物を貨幣として使用する社会では、他の商品を売買する商人は当該商品の価値変動に加え現物貨幣の価値変動も見越して商業活動を営まなくてはならない。もちろん現物貨幣の経年劣化も加味する必要がある。総じて現物貨幣（物品貨幣）は市場経済に不適なのである。それでは朝鮮社会では何故現物貨幣が永らく使用されていたのであろうか。

綿布と穀物を比較すると、季節による価格変動が起りにくく劣化の進行が緩やかな物貨は前者である。従つて布貨（綿布貨幣）については比較的多くの研究が蓄積されてきた。しかし使用価値と交換価値が並存するという矛盾を止揚するには至らず、むしろ使用価値の桎梏から解放された粗悪布について議論が交わされてきた。先行研究により粗悪布の歴史を総覧すると、朝鮮政府が正布と認めた綿布の規格は長さ三五尺・幅七寸・縦糸数五升（一升＝八〇本）であったが、早くも世宗末年より規格外綿布の流通が見え始め、成宗期には三五尺に満たない尺短布の流通や二・三・四端を継ぎ合わせて一匹とする慣行が問題となつた。続く燕山君期からは三升・四升の粗悪布が流通するようになり、燕山君が瑞葱台を造営するため苛斂誅求を行い、人民が旧衣敗絮を紡ぎ直して粗悪布を納税したため、後に粗悪布を瑞葱台布と称するようになった。燕山君を追放した中宗も粗悪布を駆逐することはできず、二升布までもが出現するに至つた。政府は粗悪布の使用を禁止したが、市場から排除することは不可能であつた¹⁾。但し常平通宝が登場し、粗悪布の活躍の場が閉ざされていった一七世紀以降についてはこれまで研究がなされてこなかつた。

尺短布や二升・三升・四升布は全く無価値ではないが、衣服を縫製するには適さない。にもかかわらず敢えて粗悪布が製造され流通したのは何らかの必要性があつたはずである。先行研究の中でその原因について考察した須川英徳は、粗悪布の出現時期が一五世紀後半より凶年をきっかけに発生した場門と呼ばれる地方場市の登場と一致することに注目し、場市の発達が小額貨幣の需要を生み、その役割を粗悪布が担つたと捉えた。須川は更にこの現象が黒田明伸の言う「支協共同体」に相当すると考えた²⁾。

ところが黒田が中国史で措定した「支協共同体」とは貨幣の行使や決済の方法を共有する地域や集団のことである。

確かに両者とも定期市や市鎮程度の狭い交易圏を指してはいるが、行使や決済の在り方は全く異なる。中国の場合、百枚に満たない銅銭の束を百文と見なす短陋慣行や両替商が振り出す一覽払い手形である銭票の流通範囲が「支払協団体」ごとに異なっていると黒田は論じているのであり、金属貨幣である銅銭の行使とそれを相当量保有する商人の信用を前提として成立している。しかしながら朝鮮の粗悪布は、それと引き替えに銅銭のような金属貨幣が得られるわけではなく、また信用創造の担い手である商人もいない。粗悪布が場市に集う商人によつて流通していたことは歴史的事実であるが、彼らが行使や決済の方法について何らかの合意を形成していたとまでは言えない。そもそも協体内の約束事であれば朝鮮政府が敢えてこれを禁止する必要はないし、実際中国では政府が民間の短陋慣行や銭票行使に対し禁止措置を講じることが無かった。

場市の発達が小額貨幣の需要を喚起したことは確かであろう。問題は何故粗悪布が交換手段として選択されたかである。粗悪布は確かに使用価値から乖離している。しかし万人が容易に製造できるため、交換価値を担保する機能を有してはいない。粗悪布に使用価値が全く無かつたとまでは断定できないが、社会全体から考えると貴重な衣料原料である綿花を用いて二升布や三升布のような織り目の粗い麤布（麤布とも記す）を製織することは資源の浪費以外の何物でもない。もしも朝鮮社会が小額貨幣を必要としていたのであれば、わざわざ麤布を用いずとも、たとえば室町時代の日本がそうしたように中国銭を輸入すれば事足りるのである。

また綿布の升尺減縮過程を丹念に検証した宋在璇は、一六世紀における麤布の小額貨幣としての使用体験が一七世紀の常平通宝の急速な普及の土台となったのではないかと推測している³。単に貨幣経済の初期段階として麤布流通を位置付けるのであればこのような認識もあながち誤りとは言えないが、それでは何故一六世紀には正貨である五升布ではなく粗悪布が貨幣として選好され、一七世紀になると国幣である常平通宝に容易に置き換えられたのが整合的に説明できない。

朝鮮社会が麤布という奇妙な現物貨幣を使用した理由を市場経済の論理から解き明かすことは困難である。そこで本

稿では視点を變え、朝鮮王朝の財政制度からこの問題を考察することにした。なお、粗悪布は升数の低い麤布と長さが規準に達しない尺短布に大別されるが、本稿では主として麤布を対象とする。また粗悪布の弊害が深刻であつた一六世紀ではなく賦役の布納化が進行する一七世紀以降を、すなわち粗悪布の最盛期ではなく終息期を検討の対象とする。

一 仁祖期の麤布流通

麤布の「麤」とは「粗」と同義であり、中国では一般に粗布と記すが、朝鮮の麤布は中国の粗布とは似て非なるものである。明代後期より各種の徭役を地税や丁税に一元化し、更に税の銀納化を推進した中国では、綿布は国家財政の束縛から切り離され、市場で流通する諸商品の一つに過ぎなくなつていた。従つて中国の粗布は単に肌理の粗い綿布の総称に過ぎず、朝鮮の麤布のように国家の規格を満たすか否かは問題にならない。また肌理が粗くても使用価値は有しており、縦糸の数を故意に減らしているわけではない。本来的にインド棉や中国綿はアメリカ綿やエジプト綿と較べて繊維が太くて短く、高番手の綿糸を紡ぐのには適さない。従つて製織される綿布はどうしても厚手になりがちである。それでも長江下流の江南デルタ地域では繊維が比較的細くて長い綿花を原料として細糸が紡がれ、薄手の細布が織られていた。松江府一帯の上質綿布は上海に集荷され、「衣は天下を被う」と称えられた如く、全国各地へ販売されていた。太糸で織られた粗布は一般に土布と呼ばれ、自家消費や狭隘な市場での流通に振り向けられた。また縦糸の本数を減らした綿布は必然的に横幅が狭くなり、短窄布と呼ばれて、一定の需要があつた。

ところが朝鮮の麤布は横幅七寸の規格を變えず縦糸の本数すなわち升数を減らした粗悪品であり、単に生地がざつくりとしているだけでなく、それで袋を造ると隙間から豆がこぼれ落ち、蚊帳を作つても蚊が通り抜けると譬えられる(後述)ほど織り目が粗かつた。普通の綿糸を用いてこのような織り方をする布の強度が著しく低下する。そのような使用価値が極端に低い粗悪品を敢えて製織した最大の理由は、瑞葱台布に代表されるように綿布が貢納制と深い関わりを

有していたからであろう。朝鮮では貢賦や徭役のような特産物・労働力調達は一五世紀より次第に布納化されたが、生産力を超えた過剰な綿布収奪に喘ぐ小農が襪褌布や蒲団綿などを紡ぎ直して再生綿布を製織したのである。紙のリサイクルと同様、再生綿花は繊維の品質が悪く、概して極太で太さにもムラが出る粗悪糸しか紡げないため、再生綿布の升数は自ずと低下し、隙間だらけとなるのである。もちろん意図的に綿糸を細く紡いだり綿布の升数を下げたりする節約法も行われていた。このような粗悪布は徴税を担う胥吏によって点退（突き返し）されるはずであるが、負担能力に限界がある小農をいくら絞り上げてでも各司が要求する数量の綿布は確保できないから、末端では賄賂と引き替えに粗悪布での納税を容認していたものと思われる³⁶。麤布収捧慣行は燕山君の暴政によって深刻化した³⁷が、綿花の作柄に関わらず毎年一定量の綿布が硬直的に徴収されていたため、以前からも行われていたであろうし、燕山君の失脚後も無くならなかった³⁸。

麤布はこれを収納する財政部門にとっては頭の痛い問題であったが、市中で使用されている限り特に弊害は生じなかった。もちろん政府が徴収した麤布も軍役など各種の徭役を代行する貧民に支払われていたはずであるから、最終的には彼らが矛盾を一手に引き受けていたのであるが、一六世紀の政府当局は「三升布の如きも民間ではなお衣服と為すことが可能である」と樂觀視していた³⁹。ところが一七世紀に入り、各地で段階的に大同法が施行されると、麤布の弊害は富裕層にも及ぶようになる。国家が必要とする物資や役務が米や綿布により代替徴収され、政府はこれらを代価として貢人（貢物代納業者）より物貨を買い付けるようになったため、支払いを受ける商人が麤布を掴まされるようになり、彼らはその受領に抵抗し始めた。

仁祖二年（一六二四）には吏曹参判崔鳴吉が「京外の人は大同法を不便と考えている」と訴え、仁祖が理由を尋ねると、彼は「大抵京人が大同法を怨むのは、前戸曹判書李曙が麤木綿布で支払いを行ったため、これを最も苦痛と為すからである。外方大邑の民も怨む者が多い」と答えている⁴⁰。崔鳴吉の言う「京外の人」とは一般庶民ではなく、国家より支払いを受ける都城や外方の貢人を意味するものと考えられる。彼らは本来正布で貢物の代価を受領するはずであつ

たが、李曙は麤布での支払いを強制したのである。仁祖六年には全羅道觀察使李聖求が「全羅水軍統制使李沆が極麤綿布を各邑に分送して正租を抑買（廉価での強制買い付け）しており、目下場市では綿布一匹の値が租米一〇斗であるのに、彼は麤布一匹の価格を無理やり租米二〇斗と定めている」と告発している^⑤。市場の半値で米を買い付け、なおかつ正布でなく麤布で支払うのは二重の収奪であるが、この場合も米商人が直接的被害を受けていたのであろう。

被害は貢人だけに限らなかつた。仁祖二年には副提学鄭経世が「大同序は五升三五尺を収納しており、目下各道の未納分は皆この規格に従わせているが、尺短布は連尺して納付させ、もし外方の官吏で朝廷の命令に従わず、過度の升尺を濫徴する者がいれば、觀察使に摘発させ重究せしめよ」と上疏している^⑥。鄭経世は尺短布を継ぎ合わせて一匹とする行為は容認しているが、規準を超える良布の徴収には反対しており、官吏の匙加減一つで納税者にしわ寄せが行くことも多かつたものと見られる。

しかし加害者は官吏ばかりとは限らなかつた。仁祖一四年には承旨崔苻が「外方では軍布一匹につき四〇余尺を濫徴しており、故全羅道觀察使李時昉が上疏してこれを三六尺に減定させたが、近年では過剰徴収が復活した」と上啓したのに対し、大司諫李敏求は「徴収額が經国大典後統録の規定と較べればやや軽く、また兵曹の官吏も軍布が麤短であるとして責められる」と抗弁し、仁祖は「未納の軍布を私主人（納税請負人）が麤布で代納し、兵曹が点退すると綿布は現地に突き返される。外方の人は私主人の詐欺行為を知らないため、政府の信を失ったことを怨むのである」と述べている^⑦。このように私主人による中間搾取もまた麤布の財政への混入を許し、それを彌縫するための抑買や濫徴を助長していた。ただ仁祖二十一年、京畿道富平府使許曙が民結に細布を濫徴し支払いには麤布を用いたとして司憲府に告発された事件のように^⑧、地方官が私腹を肥やす目的で麤布を利用することも多かつたであろう。

また先の仁祖の言葉にも見られたように、政府は麤布を点退して地方へ返送したので、勢い外方軍営の綿布は麤短で京衙門の綿布は良質という格差が生じた^⑨。外方軍営の麤布は商人からの食糧調達や兵士へ支給する給与に充てられるから、最終的には弱者がつけを支払わされていた。

以上のように綿布での賦税徴収は麤布の混入を排除できず、これを買付けや給与など国家的支払い手段として用いると深刻な民怨を招来した。そこで政府は仁祖三年より銅銭の使用を認めるようになったが、丁卯・丙子胡乱により本格的な鑄銭は行われなかった。仁祖二十六年、武臣による軍布の収奪により特に負担の重かった水軍の兵卒が耐え難い痛苦を受けていると上疏した司憲府持平李寿仁は、軍役軽減策として麤布での納税を認めるべしと提言し、仁祖の裁可を得ている^①。価値中立的な貨幣が存在しないため、政府もまた麤布での納税を許容して極端な誅求を緩和しなくてはならなかったのである。ただこの措置はやむを得ず採られた彌縫的施策に過ぎない。抜本的な税制改革を行うためには価値中立的な金屬貨幣の供給が必要であった。

二 麤布禁止令の施行

朝鮮政府が麤布の製造と流通を禁止したのは孝宗二年（一六五二）のことである。その前年七月、備辺司は次のように上啓した。

我が国はもともと錢幣の法が行われず、ただ綿布を市上行用の貨としてきた。従来木綿には自ずから規格があり、京外の庶民はこれを売買に用いるだけでなく、衣服を縫製していた。近年以来、人心は次第に狡猾になり、木綿の品質は粗悪になった。加えて連年綿花が凶作で、織られる綿布は日ごとに劣悪になり、単糸を箴せんに掛け（縦糸減数の意か）、稀ほそく紡いで疎あらく織るので、これを裁断して袋を造ると豆がこぼれ落ち、蚊帳を作ると蚊が入ってくる。豊年であっても綿布一匹の価格は米一斗に達せず、一駄の薪芻・一壺の濁酒に至っても一端を要する。市上の諸物価が騰貴する弊害は概ね麤布のせいである。……そこで内外に曉諭して、村家行用の常布は必ず三〇尺以上を規準として製織し、従来の粗悪な綿布を尽く改変すべきである。来年正月より従来のように麤布を行使することを一切痛禁し、もし禁を犯す者があれば捕らえて重罪に処すべし^②。

先行研究の通り、粗悪布の製織や行使は一六世紀より禁令が出されている。しかしそれが徹底されず、粗悪布の流通を黙認せざるを得なかった最大の理由は、当時は他に小額貨幣が存在しなかったため、粗悪布なしでは薪・秣・酒などの日用品が取引できず、禁令の厳守により小民の怨みを買うからであった。しかし一七世紀中盤に問題とされたのは麤布が物価騰貴を惹起していることであった。この半世紀間、朝鮮は部分的にはあれ中国銀の洗札を受けており、麤布という悪貨の横行は銀などの良貨を駆逐するから、小民は貨幣の欠乏ではなくインフレーションに苦しめられていた。

孝宗二年二月二十五日付の備辺司の上啓によると、「近ごろの麤短の綿布は、本より衣服として使用できず、（麤布のために）物価は騰貴し、商賈は資産を失っている。故に国家は禁制を制定し、今年正月より期限を定めてその行使を禁じた。しかし民間の蓄えはただ麤布だけであり、彼らはこれを市上で販売して朝夕の資としているから、禁令を画一に実施すると民の命を絶つことになる」とあり、麤布禁止の目的は物価騰貴を抑制して商人を保護するためであった。備辺司は更に戸曹と常平庁より各々米三千石を支出し、プレミアムを付けて麤布五万余匹を回収し、これを原料に正布を織り、供出した米を買い戻すべしと提言し、裁可されている¹⁵⁾。二月二十九日、備辺司は「三月一日より戸曹と常平庁より各々米一千石を発売し、麤布を回収する」と上啓している¹⁶⁾。

それでは政府は麤布に代わる小額貨幣として何を供給したのであるうか。備辺司の上啓には麤布の代替物について記されていないが、孝宗元年、朝鮮政府は金増の提言により中国銭（清朝によって廃貨とされた明銭）を輸入している¹⁷⁾。恐らく孝宗は銅銭の行使を構想していたのであろう。孝宗二年四月二十四日、常平庁による「麤木を禁じ錢幣を行うのは今日便民の挙である」との上啓が、これを裏付ける。しかし常平庁は続けて「両西の錢貨は今まさに通行されようとしている。京中の市民にも銭の使用を願う者がいるが、銅鉄が足らず錢文の供給が困難なので、東萊より銅鉄を買い入れるとともに、訓練都監の軍器造成の役を停止させ、錢幣を鑄造させることを請う」と述べており、平安道や黄海道では直ちに輸入銭を流通させることができるが、漢城ではこれから鑄銭を始めねばならない有様であった。だが北伐に執念を燃やす孝宗がこれを受け入れるはずもなく、「京城はしばらく銭を用いるなかれ」との教旨を下している¹⁸⁾。

こうして麤布禁止令は代替貨幣を供給することなく一方的に強行された。その結果、麤布を織造する者は跡を絶たず、六月三日には刑曹判書李時昉が製造者の重罰を訴え、刑曹參判許積も「麤布の禁は厳しくすべきだが、既に贖公（没収）は困難で、杖刑にも処さず、ただ麤布を裁断して捕らえた者に返すだけであるため、民は法を畏れず、禁令も行われぬ」と述べ、ともに厳罰化を請うている¹⁹。八月一日、許積は「刑曹と漢城府が毎日官吏を巡回させ取り締まっているが、市上ではなお麤布が多いと聞いている」と上啓し²⁰、禁令が遵守されていないことを訴えている。注目すべきは、彼が八月一九日に「江原道の大同米布は大半が粗悪で、綿布二百四十九同の内、やや良質のものは三七同に過ぎず、その余は使用に堪え得るが、劣悪なものが四七同ある」「これらは長期間の保管により損傷したもので、この四七同を（兵士などに）給付すると民怨を招く」「現在保管している慶尚道の収布は五升で十余尺（の尺短布）であり、価格は麤布一匹に相当するという。そこで給付の際、この布を用いれば民怨を招かないであろう」と上啓していることである²¹。政府が虫喰いなどで傷んだ最劣麤布の代わりに同価格の尺短布を支給することは違法ではなかったのである。

それでも八月二三日には、戸曹が「六月一〇日の朝講時、領議政金増が、麤布禁止令の施行後も塩鉄の代納綿布は甚だ麤劣である故、匹数を減額してやや良質の綿布を収捧すべし」と上啓し、主上の裁可を得た。丙子胡乱の後、戸曹は經費が不足したので、忠清道の泰安・瑞山、全羅道の靈光・錦城（当時羅州は一時的に錦城と改称されていた）では魚塩税を綿布に換算して徴収してきたが、己丑の年（一六四九）に備辺司が民弊であるとして廃止を請うたため、その半数を削減せよとの教旨が下された²²。「今や麤布禁止令が出され、京外での実施に異同があつてはならないので、前日本曹では三二―三三尺の密織布で収捧するだけでなく、かつて税塩一石の代価が綿布三―四匹と定められていたのを、近年では每石綿布一匹半に改めている」と上啓しているように²³、良布を徴収する代償として貢賦の絶対量を減額し、納税者に過大な負担を懸けまいとする配慮はある程度なされたようである。

しかし上納された良布は市場には投下されなかつたらしい。九月六日に備辺司は「京中の市民は、麤布が厳禁され、新綿布がまだ出回らないため、通行の貨が無くて困っており、両西では既に銅銭が通行していると聞き、皆銅銭を用い

ることを欲している」として、宣惠庁に秋捧が納入される今月二〇日以後に官銭を出売し、民をして用銭の便なるを知らしむれば、民間に退蔵されている銭も市場に出て来るであろうと訴えており²³、同月一日にも「麤布禁断の後、市上には通行の貨が無くなり、市民は皆銭の使用を欲している。京中での銭行使は今がその時である。市民の私銭も禁断せず、行使を認めるべきである。常平庁が蓄える銭文も当庁に命じて処理すべし」と上啓している²⁴。麤布禁止令の施行後、漢城の商人層は良布ではなく銅銭を通貨として行使したいと望んでおり、備辺司も政府備蓄銭の放出を呼び水として民間の退蔵銭を市場に引き出し、これを麤布に代わる小額貨幣とすべしと考えたようである。もちろん北伐を最優先課題とする孝宗が兵餉備蓄銭の取り崩しを許すはずはなく、代替貨幣の供給を伴わない麤布禁止令は漢城の市場経済をいたずらに混乱させる結果に終わったようである。

史料には現れないが、この後も麤布禁止令と銅銭行使の是非に関する議論は続いたらしい。翌孝宗三年四月、司諫院正言李万雄が「愚かな民は、菽粟は食べきものであり布帛は着るべきものであることを知るばかりで、銭貨が衣食の源であることを知らず、こう言う。銭というものは飢えても食べることができず、寒くても着ることができない。どうして必ずこれを使用しなくてはならないのか。ただ（市場に）流通する物貨（に過ぎない）と思われる。麤布もまた銭と同類である。着たり食べたりできないこと、銭と等しい。どうして必ず得にくい所（銭）を行い、得やすい所（麤布）を禁じなくてはならないのか、と。互いに（不満を）言い合い、（銭に対する）疑惑を生み出したので、市肆の間ではほとんど交易が行われなくなった。（そこで）しばらく麤布の禁を弛め、これを銭貨と併用させるに及び、民は皆銭を用いず麤布を用いるようになった。諺に謂う所の高麗の政令は三日を出ず（朝令暮改である）とは、果たしてこのことである」と上疏し、銭が民間で受容されていないと主張した²⁵。実際に麤布の禁が緩和されたのか否か確認できないが、後述するように常平通宝の鑄造後も漢城以外の地域では銅銭を拒絶する傾向があったことは確かであり、朝廷では麤布から銅銭への転換を非現実的であると見なす意見が強かったようである。翌四年三月にも、弘文館が「我が国には元來銅山が無く、（銭の原料を）専ら海外からの輸入に頼っているのので、銭を鑄造して通行させることは簡単ではな

い。もしこれを行おうとするなら、必ずや多くの錢を鑄造して漸進的に実施し、民をして錢が利であり害でないことを周知せしめ、然る後に施行すべきである。もし督促を急ぎ、まだ信頼されていない段階でこれを強行すると、恐らく財は豊かにならず、真つ先に民が困窮するだろう」²⁶「麤短綿布の行用を禁止したのは弊害を矯正する意図であつたが、突然禁令を出すと愚民が法を弄ぶ悪習を助長する」と上疏し、麤布禁止令の意義を認めつつ、性急な麤布廃止や銅錢行使には反対している²⁶。

以上のように孝宗二年の麤布禁止令は失敗に終わった。ところが今回の禁止政策は中宗期のそれとはかなり様相を異にしている。先ず最初に、麤布に対する定議がなされていない。中宗期には二升布や三升布など縦糸の数を減らした綿布が尺短布と並んで禁止対象となつていた。しかし今次の改革では「豆がこぼれ落ち、蚊が通り抜ける」などという誇張表現こそ用いられているものの、升数については具体的な議論が全く見られないのである。前述の江原道大同布についても、許積は「今の禁ずる者は、姑く其の至麤の木を禁ず。而して此は則ち蓋し陳久の木の致傷せる者を以てする也」と述べており、長期の保存で損傷した綿布を麤布の範疇に入れている。一六世紀には二升布や三升布のように麤布にも一定の「規格」があつたが、一七世紀には単に品質が劣り衣料として適さない綿布をおしなべて麤布と称したようである。

次に、尺短布は規制の対象となつていない。一匹 \parallel 三五尺は貢納上の規格であり、必要に応じて短く裁断した綿布を商品として流通させること自体特に問題はない。尺短布が禁止されなくなった背景には、この一世紀間に綿布が貢物から商品へと変化したことがあるものと思われる。そして最後に、中宗期には粗悪布の代替手段として楮貨が指定されていたのに対し、孝宗期には銅錢が予定されており、商人層も銅錢の行使を希求していた。それが実現できなかったのは、銅錢の欠乏と孝宗の北伐政策のせいであつた。乏しい銅は軍器の製造に振り向けられ、輸入した明錢も多くは両西の軍餉として備蓄されたのである。

頭宗期から肅宗初期にかけて、麤布すなわち各種の規格外綿布は小額貨幣として流通し続けた。一方税制面では、貢

賦を地稅化しその一部を米や綿布で徵收する大同法が創設され、光海君即位年（二六〇八）京畿道での施行後、仁祖二年には江原道、孝宗二年には忠清道、孝宗八年には全羅道、肅宗三年には慶尚道、肅宗三四年には黄海道へと拡大された。そして租稅の多くが大同布や代役布で徵收されるようになる、綿布の需要はますます高まり、麤布の驅逐を困難にした。肅宗元年（一六七五）には備邊司が、近來各邑の守令が兵營や水軍に對し麤布を送付するので、これを受領する各營・各鎮浦の士卒の生計が困難になっていると上啓し^②、地方官の不正により升麤尺短の粗惡布が財政に紛れ込んでいることを認めている。翌二年正月には京畿道積城の柳翼星が、刷馬（燕行使や勅使の往來などに際して借用される馬）一匹の代価は米一〇斗か細布二匹に公定されているが、各邑の守令は夫馬の徵發に際し、米一―二斗しか支給しなかつたり、全く支給しなかつたり、粟や麤布で代給したりすると告發し^③、弘文館校理睦昌明も、全羅道左右水營では塩を麤布で強制買ひ付けしていると上啓しているように^④、麤布は官吏の私腹を肥やす手段として悪用されることが多かつた。

但し麤布の残存理由を官吏の不正だけに求めるのは早計である。肅宗三年三月、戸曹判書吳始壽は弘文館副校理李聯命の「嶺南各道の濟用監納の正布の価、多少懸殊あり」との上啓を踏まえ、「正布一匹の價格は作紙役の價格と同様、五升木三匹と酌定されている。……故に先に本道に便なるや否やを問うたところ、一六邑の民情は三匹の定式を便としたが、その他の諸邑では皆な旧例に準拠せんことを欲した。所謂旧例とは、本色・銀貨・米石・麤木を以て、得る所に隨ひ折價計給するのである。得る所に隨ひ折價計給する際には、濟用監の下人が価額を操縦する弊害が発生するが、それでも五升木の織造が不便なため、定額方式を欲しない邑が甚だ多く、自願する邑は甚だ少ない。これは民情であり、強いて改革することは困難である」と述べている^⑤。濟用監とは宮中で使用する衣料品などを調達する官庁であり、ここで言う正布とは五升布ではなく王室御用達の高級綿布のことであろう。吳始壽は正布一匹の折價（換算）額を五升布三匹に固定しようと企図したが、慶尚道の大部分の邑では正布價格が不安定なため、旧例通り「得る所に隨ひ」五升布・銀・米・麤布で適宜納付したいと願ひ出た。慶尚道は綿布の産地であり、五升布の織造が不便であるはずはない。問

題は正布を含めた諸物貨の価格が常に変動することにある。人民は物価の変動を見較べながら最も安価な物品で納税し、得る所すなわち利益の最大化を目指していたのである。冒頭で述べた通り、現物貨幣は一般商品と同様常に供給量変動し、価値が安定しない。政府が賦税の貨幣納化に踏み切った以上、中途半端な現物貨幣での納税はいたずらに官吏の不正行為や人民の節税対策を助長する。大同法の展開に伴い、孝宗期に先送りにされた銅銭の鑄造は避けて通れない課題となった。

三 常平通宝の鑄造

孝宗二年の麤布禁止令は失敗に帰したが、貢納綿布を五升三五尺に統一しようとする動きは止まなかった。肅宗三年四月、李聃命は「近來人民は上納綿布が点退されるため苦しんでいる。大抵綿布は升数の精麤や尺数の長短が決まっていないので、奸吏は不正を働き易く、官員は見抜くことが難しい」として、祖法に則り田税や貢賦の折価規準を五升布三五尺に固定しよう上啓した。これに対し兵曹判書金錫胄は「所謂五升木三五尺とは田税と貢賦の綿布を指すもので、軍木の升尺は本よりこれと同じでない」と述べている^①。翌四年正月には、領議政許積が「先に司憲府が田税・奴婢身貢・軍布の規準を五升三五尺に定めるよう上疏し、朝廷の当該部署にて審議せよとの命が下された。綿布は五升三五尺を規準とするというのは法典（經国大典）の通りである。仁祖朝以後、諸臣の上疏や朝廷の議論では法典遵守を請うものが少なくなかったが、その間いろいろと困難な事情があり、終に変革ができなかった。孝宗朝に群議に迫られ五升三五尺制が試行されたが、果たして掣肘を免れず中止された」「収捧の際、外では各邑の下吏が、内では各司の吏胥が不正を働き、綱紀は紊乱して人民は重負担に喘いでいる。これは十分に痛禁しなくてはならない」と上啓し、各種税貢において五升三五尺制を厳守するよう求めた。しかし肅宗は不正の禁止に賛同しながらも、歴代国王が変革できなかったことを今に到って軽々に議論することは困難だと回答している^②。

肅宗が許積の提言を拒んだのは、同年正月に常平通宝の鑄造が決定されたからであろう。閏三月には、備辺司が「麤木は交易に便利なものであったが、近年以来麤木は断絶し、公私の諸物品売買は専ら銀貨に依っている」が、銀による小額取引は不便で、なおかつ日本からの輸入に頼っているため、「広く変革の道を思うに、転々と流通し、尽きない需要を賄い得るのは、錢を置いて他にない」との結論を導き出し、各衙門に命じて四月一日より銅錢を通用するよう提案した³⁵。肅宗初期、少なくとも漢城の市場では既に麤布が駆逐され、銀が広く流通していた模様である。しかし銀を通貨とすることには障碍が多いため、政府は銅錢の大量鑄造に踏み切り、市場に出回っている銀の回収を企図したのである³⁶。

ところが外方では錢が受領されず、それらは勢い漢城に流れ込んだため、京中の錢価は下落し、政府の銀錢公定比価が銀一兩 \parallel 錢四〇〇文であったのに対し、市場では肅宗六年に銀一兩 \parallel 錢八〇〇文という極端な銀貴錢賤が起こった。そこで領議政許積は、御宮庁が備蓄する軍需品として適さない麤布数百同を放出して錢一万余両を回収し、数年間保管すれば、市上の錢は必ず減少し、かつ人民に政府が錢を費んでいることを知らしめれば、錢は行使できるであろうと上啓した。更に彼は外方での鑄錢を一切禁止せよとも提議し、何れも肅宗の裁可を得た³⁶。

漢城市場では銀が行使されていたものの、地方では相変わらず麤布が通行していたため、常平通宝による幣制統一は実現できなかった。とは言え肅宗は許積の唱える五升三五尺制嚴守案には乗らず、徐々に錢行使を浸透させることを目指していた。しかし肅宗一五年に至っても、領議政權大運が「当初錢文を鑄造した時、多くの物力を費やしたが、これを久しく施行したにもかかわらず、ただ近京数百里の地で行使できるだけで、遠道に至っては行使不可能である。諸般の民役についても、各衙門は皆綿布で收捧するので、遠道の民は錢を用いる方途が無い。錢文が通行できないのは専らこのためである。今もし京衙門が收捧する綿布の三分の一を錢で代捧することを許せば、人民はますます錢を信用し、錢文は必ず遠道に通行するであろう。且つ錢文は綿布と異なり、上納の際に下吏が点退操縦する弊害が決して起きないから、最も適切である」と上啓しているように³⁶、漢城とその周辺を除いて銅錢は流通しなかった。

それでは漢城の商人層が長年待ち望んでいた銅錢（但し投入当初は政府の対銀比価が高過ぎて銀愛好を惹起した）が、地方では全く価値を認められず、漢城へ流出するにまで至ったのは何故だろうか。金属貨幣が現物貨幣より優れていることは贅言を要しないし、品質に差がない（実際には鑄造部局によりかなりのばらつきがあった）計数貨幣であるため、授受に際して官吏の不当な点退や価格操作を排除できることも確かである。にもかかわらず地方が敢えて錢を拒んだのは、いみじくも權大運が解決策で指摘しているように、当初の常平通宝には納税手段や国家的支払い手段としての機能が賦与されていなかったからである。すなわち常平通宝は銀を回収し、同時に市場における流動性を確保するために投下されたが、租税徴収や代価給付は相変わらず綿布や穀物などによって行われており、銀や錢は税財政とは連結されていなかった。常民や奴婢は綿布で賦税や身貢を納付しなくてはならず、また兵士は軍営から支給される綿布で生活必需品を買わなければならない。その綿布には多くの麤布が紛れ込み、しばしば官吏の不正に泣かされているが、彼らは綿布無しには生きていけないのである。

逆の視点から述べると、一六世紀に二升布や三升布が貨幣の役割を果たしていた理由は、須川が考えるように使用価値から切り離された価値中立的な物貨が交易の媒体として「支払協同体」に認知されていたからではなく、国家が生産力の限界を超えた綿布の収奪を行った結果、賦税の納入手段として粗悪布が織造され、それが国庫に収捧されて、最終的に市場に出回ったものとは考えられないだろうか。一七世紀の麤布や尺短布はある程度の使用価値を有する商品にまで成長したが、財政との腐れ縁は断ち切れず、民怨を引きずりながら貨幣機能を維持し続けた。しかし朝廷は權大運が提案した錢と財政とのリンクを真剣に検討しなかった。肅宗は鑄造費用が割高で、地方では容易に流通しない錢行使を見限り、肅宗二三年（一六九七）に鑄錢を停止した。

四 賦税の錢納化

ところが肅宗が鑄錢を停止したことで漢城は慢性的な錢荒となり、錢の価値が相対的に上昇した。肅宗三四年（一七〇八）、前持平洪好人が「諸般の弊害の中で」錢幣の民に与える被害が最も甚だしく、廢止論は固より正当であるが、ただ錢を行使して既に一〇年が過ぎ、公私の財用は錢で通行しているのです、突然廢止を実施したところで錢の勢いは止まらない。富戸の取息岡利は法を設け（て取り締ま）るべし」と上疏しているように、漢城では錢は財政に食い込み、富戸の高利貸しも盛んになっていた²⁷⁾。肅宗四二年には左議政金昌集が、銅錢の停鑄により錢が銀と拮抗するほど騰貴しているのです、今後も錢行使を続けるつもりであれば加鑄が必要であると訴えたが、左參贊閔鎮厚ら諸大臣が反対し、肅宗も同調した²⁸⁾。

錢價格が上昇すると、国家も次第に錢で財政收支を行うようになった。肅宗四三年（一七一一）には領議政金昌集が「今年は綿花が不作で綿布價格が以前より高騰しており、外方の諸般の身布は錢布參半（半數）や全額錢納で徴収している。そこで（公定の）綿布價格も適宜變動させるべきである。綿布一匹の錢價格は旧定式では二兩五錢であるが、近年は二兩に改定された。現在綿價格が漸増しているのです、二兩で徴収すべし。しかし各衙門が支払う際には必ず不滿の糸口となるので、旧定式に依り二兩五錢で折価すべし」と上啓しており²⁹⁾、この頃既に身役の錢納化が地方でも次第に普及していたこと、綿布を錢に折価する場合には徴収・支払い何れも換算額が公定されていたことが知られる。景宗即位年（一七二〇）にも領議政金昌集が「外方で綿花が不作ならば各種の身布は全額錢納や錢布參半で上納することが前に規定された。今年の綿花も不作の地方が多いと言う。各種の身役は錢布參半で徴収すべきである」と上言し、工曹判書閔鎮遠も「大同は一律に錢布參半で徴収せよ」と応じているように³⁰⁾、錢納化は身役から大同へと及んでいった。そしてこれに伴い、各種史料から麤布に関する記述がほとんど見られなくなる。

このような代役布や大同布の錢納化に対抗し、現物納への復帰を企図したのが錢廢止論者の英祖であった。英祖三年（一七二七）五月、左議政洪致中は「近日經筵にて、錢貨は弊害があるため、大同布を現物で上納せよとの王命が下さ

れた」が、一定の周知期間を置かねばならないため、今秋より新令を挙行すべしと上啓した⁽⁴³⁾。これにより官吏の不正が再び顕在化した。同年一〇月、領議政李光佐は「木綿は初めは良品を徴収しても、都に到るまでに麤布に換えられる」「京中の奸細輩はあらかじめ麤布を準備しておき、上納する良布（の運搬者）を途中で出迎えて（麤布と）すり替え、邑標を私刻して（麤布に）押印する」と上啓し⁽⁴⁴⁾、手の込んだ不正行為が早速出現したことを報告している。翌年七月には吏曹参判宋寅明が「近来貢人の経営が行き詰まり、貢物を上納できなくなっているが、原因は代価が米であれば水をかけられ腐っており、綿布であれば麤短布にすり替えられているためである」「大抵守令たる者は大同布及び各色軍布を捧上する時、必ず精布を選んで上納するのだが、胥吏が中間で奸策を巡らし、必ず麤布で換納する」などと上啓し⁽⁴⁵⁾、胥吏が不正に関与していること、政府財源の粗悪化により最終的には支払いを受ける貢人に被害が及んでいることを訴えている。

英祖はこれらの諸弊に関する報告を受けながらも、身布や大同の純木収捧と諸般用度の純木支出の方針を変えなかった。その後綿花価格が高騰し、銭木混合納税が認められたこともあったが、市中では相変わらず銭荒が継続していたため、綿花が豊作であった英祖五年、同知事尹淳の上啓により純木収捧に戻された⁽⁴⁶⁾。以後も部分的な銭木参半が繰り返され、純木収捧は骨抜きにされたものの、英祖は現物税制への回帰を諦めなかった。

英祖一〇年八月一〇日、英祖は純木制再実施の可否を諸大臣に諮問している。これに対し行吏曹判書宋寅明は、尺数・升数を厳格に定め、麤短布を上送した各邑の守令や操縦点退した京司の胥吏を処罰すべしと応答し、大司諫金始烟は、大同米及び各種軍布は当初三五尺を定式としていたが、今では各衙門は四〇尺を選んで収捧していると述べている⁽⁴⁷⁾。政府の規格は官庁では遵守されておらず、人民より上質布を収奪し京司へは粗悪布を上納するといった悪弊は依然として続いていた。にもかかわらず英祖は右議政金興慶の進言に従い、翌年正月から純木制の再実施を決定した⁽⁴⁸⁾。

そしてこの決定により最も被害を受けたのはやはり貢人であった。翌一年一月七日、英祖は純木の法がわずか一年の実施で都民に耐え難い苦痛を与えたことを認め、諸臣に意見を求めた。これに対し左議政金在魯は「近来各種の物

品は錢でなければ購入できず、米や綿布を持つていても必ず錢に換えて交易する。しかし朝廷は價格が下落した綿布を賈物主人（賈人）に給付し、騰貴した物品を買納させている。彼らが不満を唱えるのは当然の道理である」として純木製の廃止を訴え、右議政宋寅明・知中枢府事申思詰・兵曹判書趙尚綱・戸曹參判朱真明らもこれに賛同している。加えて趙尚綱と朱真明は、外方では奸吏が錢で徵税しながら綿布を上納して中間搾取を働いていると述べている⁴⁷。

賈人だけでなく綿布で給与を支払われる兵士も麤布の被害に遭っていた。一一年二月一日、備辺司の官僚が出勤途中、三人の軍人が街路に立ち、綿布を手にとって「苦しい軍役に立番し、兵曹より給与を受け取ったが、貰った軍布は尺寸を糊で継ぎ合わされた所が一匹の中に数十箇所もあった。こんな木綿がどうして使用できるのか」と涙ながらに怨嗟の声を上げていたのを目撃し、近來外方の軍布は麤劣であると言うが、このような継ぎ接ぎの綿布は外方では決して上納しておらず、兵曹でも受領することはない。これはきつと兵曹の庫吏が外方の下吏と結託して、不正を働いたのであるうとの見解を添えて上疏した⁴⁸。このような弊害が相継いだため、結局英祖は純木制を諦め、翌一二年より錢木参半や純錢收捧を容認した⁴⁹。

英祖一八年には常平通宝の鑄造が再開される。英祖二六年には均役法が制定され、身役代布が二匹から一匹に統一される。こうして英祖初期に試みられた綿布を基礎とする財政統合は失敗に帰し、肅宗後期の錢・布・米混合財政に回歸した。そして時代が下るに従い錢の流通量が増大すると、錢の税財政における役割は上昇した。但し一八世紀には綿布が財政から完全に駆逐されるには到らず、綿作の豊凶に応じ「民願に従う」形で錢木参半や純錢收捧を随時実施した。

税制に綿布が残る限り、官員や胥吏の不正は無くならない。たとえば英祖二八年には、各邑で軍布を純錢收捧し、胥吏が麤布に交換して上納する弊害が指摘されている⁵⁰。また英祖三八年には持平申一清の上啓により、平安道兵馬節度使が以前より兵餉綿布二〇〇同を正四升布四〇〇同に換えて運用し、利息を將士の武芸試験の褒賞に充てていたが、最近では出納取息の際に麤四升布一二〇〇同で返還させ、この内四〇〇同を元本の正四升布に充てて、残りの八〇〇同を着服していたこと、また留庫綿布は本来四〇〇尺であるが、今では三―四尺あるいは五―六尺、特に長いものでも一―

一二尺に過ぎないことなどが發覺した⁵¹。そもそも兵餉を高利貸しに使用すること自体が違法行為であるが、兵使は麤布を正布と偽ったり、尺短布に換えたりして兵營の資産を食い潰していた。注目すべきは、平安道では規格布（五升布）・正四升布・麤四升布の価値比が六・三・一であったことである。北辺では精麤様々な綿布が現物貨幣として流通し続けていたこと、正四升布や麤四升布などの規格外綿布もまた一定の価値を有していたことがこの事件より読み取れる。とは言え、大局的に見ると賦税の錢納化が進展するにつれ麤布の活躍の場は確実に狭められていった。正祖期にも麤布を用いた不正行為は時折史料に姿を見せるが⁵²、英祖初期と較べると大幅に減少し、純祖期以降はほぼ杜絶する。麤布は中国の粗布と同様、單なる低価格商品となつたのである。

おわりに

朝鮮後期の麤布は一六世紀の粗悪布と同様、現物貢納財政の影響を強く受けている点で共通するが、二升布や三升布といった普遍的名称を有する「規格」品でない様々な粗布の総称に変化していた。孝宗二年、政府は麤布禁止令を施行し、その製造と流通を禁止しようと試みたが、代替貨幣となるべき銅錢が市場に供給されなかつたため、失敗に終わった。そこで肅宗四年より政府は常平通宝の鑄造を開始し、併せて綿布の規格化を図つたが、地方では錢がほとんど行使されなかつたため、肅宗二三年に鑄錢は停止された。ところがこれにより漢城の錢價格が高騰し、地方でも錢での納税が始まつたことで、錢への信任が次第に浸透した。高まる一方の錢需要に対し、錢廢止論者の英祖は純木收捧への回帰を試みたが、財政支出では既に錢遣いが定着していたため、純木制は支払いを受ける貢人を困窮させることになり、結局混合財政へ戻つた。その後錢納化が拡大することにより、現物貨幣としての麤布は一九世紀にはほぼ消滅した。

もし仮に、場市の發達に伴い麤布が「支払協同体」によつて流通手段としての地位を与えられたのであれば、常平通宝は短期間で麤布と代替したはずである。しかし漢城周辺以外では当初錢が通行されなかつたのは、肅宗一五年に領議

政權大運が指摘したように、各衙門が賦税や身役を綿布で収捧するため、換言すれば納税手段として使用できないためであった。一六世紀に見られた極端に粗い粗悪布の流通については更なる検証が必要であるが、一七世紀以降の麤布は税財政と密着しているが故に流通し、容易に駆逐できなかったたのである。

註

- (1) 田川孝三『李朝貢納制の研究』東洋文庫、一九六四年、六七五―六七六頁、宋在璇「一六世紀 綿布의 貨幣機能」『辺太燮博士華甲紀年史學論叢』一九八五年、須川英徳「朝鮮前期の貨幣発行とその論理」池亨編『錢貨』青木書店、二〇〇一年。行論では、これらの研究で明らかにされた史実については註記を省略する。
- (2) 須川英徳「朝鮮時代の貨幣——『利權在上』をめぐる葛藤——」歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店、一九九九年、七九頁、前註(1) 須川、二〇六頁。
- (3) 前註(1) 宋、四三〇頁。
- (4) 前註(1) 田川、五九八頁。
- (5) 『朝鮮中宗実録』卷四〇、中宗一五年八月甲戌。前註(1) 宋、四〇一頁。
- (6) 前註(1) 宋、三九五・四二三頁。
- (7) 『朝鮮仁祖実録』卷七、仁祖二年一月癸丑。
- (8) 同右、卷一九、仁祖六年九月甲戌。
- (9) 『備辺司謄録』第三冊、仁祖二年正月一九日。
- (10) 『承政院日記』第五四冊、仁祖一四年一月六日。
- (11) 同右、第八六冊、仁祖二十二年一〇月二日。

朝鮮後期の麤布(山本)

- (12) 『備辺司謄録』第一一冊、仁祖二五年三月一六日
但近来銀貨絶貴。外方綿布麤短。雖得累百同。以銀折價。則其數不多。京衙門所儲綿布品好。且有銀貨。
- (13) 『朝鮮仁祖實錄』卷四九、仁祖二六年一月二日丁巳。
- (14) 『備辺司謄録』第一四冊、孝宗元年七月三〇日。
- (15) 『承政院日記』第一一八冊、孝宗二年二月二五日。
- (16) 同右、第一一八冊、孝宗二年二月二九日。
- (17) 拙稿「朝鮮王朝後期の貨幣政策と鴨綠江辺經濟」北九州市立大学『外国語学部紀要』二一九号、二〇一〇年。
- (18) 『朝鮮孝宗實錄』卷六、孝宗二年四月庚午。
- (19) 『承政院日記』第一二〇冊、孝宗二年六月三日。
- (20) 同右、第一二〇冊、孝宗二年八月一四日。
- (21) 同右、第一二二冊、孝宗二年八月一九日。
- (22) 同右、第一二二冊、孝宗二年八月二三日。
- (23) 同右、第一二二冊、孝宗二年九月六日。
- (24) 同右、第一二二冊、孝宗二年九月一日。
- (25) 『朝鮮孝宗實錄』卷八、孝宗三年四月壬寅
蠢愚之民。徒知菽粟之可食。布帛之可衣。不知錢貨之為衣食之源。乃曰。錢之為物。飢不可食。寒不可衣。何為乎必使用之耶。以為流行之貨云爾。則麤布亦錢之類也。其不可衣食則等耳。何必行其所難得。而禁其所易得者乎。伝相告語。以致疑惑。幾乎市肆之間。交易不通矣。及其姑緩麤布之禁。而使之竝行錢貨。則民皆不用錢。而用麤布曰。諺所謂高麗政令。不出三日者。果若是也。
- (26) 同右、卷一〇、孝宗四年三月庚午。

- (27) 『承政院日記』第二四九冊、肅宗元年二月七日。
- (28) 同右、第二五〇冊、肅宗二年正月一日。
- (29) 同右、第二五〇冊、肅宗二年正月一六日。
- (30) 同右、第二五九冊、肅宗三年三月一四日。
- (31) 『備辺司膳録』第三三冊、肅宗三年四月九日。
- (32) 同右、第三四冊、肅宗四年正月二四日。
- (33) 同右、第三四冊、肅宗四年閏三月二四日。
- (34) 拙稿「朝鮮後期の銀流通」北九州市立大学『外国語学部紀要』一三三号、二〇一二年。
- (35) 『朝鮮肅宗実録』卷九、肅宗六年二月癸亥。
- (36) 『備辺司膳録』第四三冊、肅宗一五年九月八日
- 領議政權所啓。当初錢文鑄成之時。多費物力。行之已久。而祇能行於近京數百里之地。至於遠道則不能行。此無他。諸般民役。各司皆以布木收捧。故遠道之民。無所用錢。錢文之不能通行。職此故也。今若使京各司所捧布木。限其三分之一。許以錢文代捧。則百姓益信其注。而錢文必能通行於遠道矣。且錢文与布木有異。捧上之際。亦必無下吏点退操縱之弊。尤為好矣。
- (37) 同右、第五九冊、肅宗三四年九月一日。
- (38) 同右、第六九冊、肅宗四二年二月二五日。
- (39) 同右、第七〇冊、肅宗四三年一〇月四日。
- (40) 同右、第七二冊、景宗即位年九月二七日。
- (41) 同右、第八一冊、英祖三年五月二七日。
- (42) 『承政院日記』第六四三冊、英祖三年一〇月二四日。
- (43) 同右、第六六六冊、英祖四年七月二五日。

- (44) 『備辺司膳録』第八六冊、英祖五年一〇月二四日。
- (45) 同右、第九六冊、英祖一〇年八月三日。
- (46) 同右、第九六冊、英祖一〇年九月二日。
- (47) 同右、第九八冊、英祖一一年一二月一三日。
- (48) 同右、第九八冊、英祖一一年一二月一四日。
- (49) 同右、第九九冊、英祖一二年四月二三日。
- (50) 『承政院日記』第一〇八三冊、英祖一二年六月五日。
- (51) 『備辺司膳録』第一四二冊、英祖三八年一二月一七日。但し同右、第一四三冊、英祖三九年正月一日の条によると、前北兵使李邦佐は民間に麤四升布を貸し付け正四升布を収捧していたとある。だとすると李邦佐は嘗儲に虧欠(穴あき)を作ったのではなく、民間人を収奪したことになる。
- (52) たとえば『承政院日記』第一四〇二冊、正祖元年七月二日、同右、第一八〇一冊、正祖一二年一二月一三日など。